

令和元年度第1回自殺総合対策東京会議重点施策部会

令和元年12月18日

【宮川課長】 定刻となりましたので、ただいまから令和元年度自殺総合対策東京会議重点施策部会を開会させていただきます。

本日お集まりいただきました委員の皆様方には、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、事務局を務めさせていただいております、東京都福祉保健局保健政策部健康推進事業調整担当課長の宮川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入るまでは進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日はお手元に端末があるとおり、ペーパーレスの取組を推進するため、タブレット端末に資料を御用意しているところでございます。タブレット端末の使用方法につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

初めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。机上には座席表、次第、緑色のフラットファイル、昨年策定いたしました「東京都自殺総合対策計画」を置かせていただいているところでございます。緑色のフラットファイルには、28年4月に施行されました「改正自殺対策基本法」、29年7月に閣議決定されました「自殺総合対策大綱」等をつけております。また、会議そのものの資料1、資料2につきましては、タブレット端末のほうに用意しているところでございます。

続きまして、タブレット端末の使用方法を説明させていただきます。

(タブレット操作方法説明)

【宮川課長】 会議の最中でも不明な点がありましたら、職員のほうに声をかけていただければと思います。

次に、委員の委嘱について確認させていただきます。

本部会につきましては、前回に引き続き都の自殺の現状を踏まえ、特に強化すべき重点施策について検討することを目的に設置しております。委員の皆様方にはお忙しい中、本部会の委員に御就任いただき、どうもありがとうございます。

本日、委嘱状を机上に置かせていただいておりますが、この委嘱状をもって委嘱にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本部会は、フラットファイルの中にあります自殺総合対策東京会議設置要綱第9条の準用により、公開となっておりますので、議事内容につきましては会議録を作成し、後日公開する予定となっております。

それでは、フラットファイルの5「自殺総合対策東京会議重点施策部会委員名簿」を御覧ください。

こちらに重点施策部会の委員名簿が載っております。事務局のほうからお名前のみ、委員の皆様を御紹介させていただきます。

初めに、大塚淳子委員でございます。

【大塚委員】 よろしくお願いいいたします。

【宮川課長】 続きまして、亀井時子委員でございます。

【亀井委員】 よろしくお願いいいたします。

【宮川課長】 続きまして、穂岐山晴彦委員でございます。

【穂岐山委員】 よろしくお願いいいたします。

【宮川課長】 続きまして、後藤克己委員でございます。

【後藤委員】 よろしくお願いいいたします。

【宮川課長】 続きまして、清水康之委員でございます。

【清水委員】 よろしくお願いいいたします。

【宮川課長】 続きまして、伊藤次郎委員でございます。

【伊藤委員】 よろしくお願いいいたします。

【宮川課長】 続きまして、田村三雄委員でございます。

【田村委員】 田村です。よろしくお願いいいたします。

【宮川課長】 続きまして、樫原猛委員でございますが、本日は欠席でございます。

続きまして、秋山悟委員でございます。

【秋山委員】 よろしくお願いいいたします。

【宮川課長】 続きまして、小松美和委員でございます。

【小松委員】 よろしくお願いいいたします。

【宮川課長】 続きまして、松田義史委員でございますが、本日欠席でございます。

委員の紹介は、以上でございます。

また、本部会のほか計画評価部会を設置しております。参考までに、重点施策部会の1枚前のページに名簿をつけておりますので、御確認いただければと思います。

事務局につきましては、福祉保健局保健政策部が務めているところでございます。

また、本日は、オブザーバーとして参加していただいている方がおりますので、御紹介させていただきます。

特定非営利活動法人メンタルケア協議会の西村様でございます。

【西村オブザーバー】 よろしくお願いいいたします。

【宮川課長】 自殺の電話相談やSNS相談につきましては、特定非営利活動法人メンタルケア協議会に委託して実施しているところでございます。

次に、部会長の選任についてでございますが、フラットファイルの4「自殺総合対策東京会議設置要綱」第8条の3、「部会に部会長を置き、部会長は福祉保健局長が指名するものをもって充てるものとする。」とございます。自殺総合対策東京会議の委員でもございませう大塚委員にお願いすることといたしましたので、よろしくお願いいいたします。

【大塚部会長】 昨年度に引き続き、部会長の任を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいいたします。

【宮川課長】 それでは、議事に入りたいと思います。

ここからの進行につきましては大塚部会長のほうにお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

【大塚部会長】 それでは、お忙しい皆様にお集まりいただいておりますので、会議は実り多いものになりますようにということで、ぜひ御忌憚のない御意見を頂戴いたしたいと思っております。ぜひとも、皆様から活発に御意見いただければと思っておりますので、議事へのご協力のほどよろしくお願いいいたします。

それでは、最初に議事の1の東京都の自殺の現状等について、事務局から御説明をお願いいたします。

【宮川課長】 それでは、タブレット端末にある資料1を御覧いただきながら、東京都の自殺の現状等について説明をさせていただきます。

1枚目の資料でございます。東京都の自殺者数の推移が記載されているところでございます。平成23年の2,919人をピークに減少傾向であったところでございますが、平成30年につきましては、残念ながら自殺者数が全体として87人、男性が52人、女性が35人増えたというところでございます。

下のほうには全国の自殺者数の推移が出ているところでございまして、こちらも近年減少傾向であったところで、29年から30年についても減少しており、平成30年時点で

2万31人となっているところでございます。

1枚おめくりください。自殺死亡率の推移の表が出ているところでございます。

上のほうには、全国と東京都の自殺死亡率の推移が出ているところでございます。平成23年から減少傾向だったところでございますが、東京の自殺死亡率につきましては、残念ながら平成30年15.2ということで、増加したところでございます。

下のほうには、自殺未遂歴の有無別の自殺者の割合が出ており、平成30年東京都におきましては、全体としては18.1%の方が未遂歴あり、特に女性の方が3割程度という結果になっているところでございます。

続いて、自殺者の年齢構成でございます。

上のほうに年齢構成が出ているところでございますが、これまでどおり東京におきましては、全国と比べて若年層、30歳代以下の自殺者の占める割合が多いという傾向が続いており、平成30年時点は29.3%ということで、28年は28.3%であり、この割合が増えているところでございます。

また、年代別の死因原因についてでございますが、従来どおり10代、20代、30代につきましては、自殺が死因別の1位という結果になっているところでございます。

続きまして、4ページの資料を御覧ください。年代別の自殺者数をもう少し詳しく分析したものが4枚目の資料でございます。

年齢別の自殺者数が、各年ごとに記載されているところでございまして、黄色で塗り潰している箇所が29年から30年にかけて増加したところでございます。

先ほど全体として87人、30年にかけて増加したということでございますが、その内訳を見ますと70歳代の方が一番多くて、プラス57人増加したところでございます。そのほか40代、80代、10代についても、自殺者数が全体として増えているところでございます。

男性につきましては、30代から40代、それから70歳代以降、女性につきましては10代、40代から60代にかけて、29年から30年にかけて自殺者数が増加しているところが現状でございます。

5枚目の資料を御覧ください。こちらにつきましては、年齢別の自殺の原因・動機について集計した表になっております。

自殺の原因・動機につきましては、一番下にあるとおり、不詳というものが多く占めているところでございますが、それ以外の理由につきましては、どの年代につきましても、

健康問題を理由とするものが一番多くなっているところがございます。

こちらの資料の中で、赤く塗り潰しているところが学校問題を原因とする理由で、こちらの内訳について次のページに記載しているところがございます。

6ページでございますが、先ほどの自殺の原因・動機の中で、学校問題を理由としたもの、主に20歳代以下で学校問題を理由とするものがあるところがございますが、その内訳が6ページの資料の中に記されているところがございます。

上から2つ目のその他進路に関する悩み、上から3つ目、学業不振に関する悩みというものが、平成30年におきましては多かったところがございます。

続きまして、7ページを御覧ください。雇用している、されている方の自殺者数の割合等の推移について記載しているところがございます。

下にあるとおり、東京都内の企業数は約48万件あるということもございまして、東京都は全国と比較しまして被雇用・勤め人の自殺者数の割合が全国平均よりも年々高いというところが現状でございます。

1ページめくっていただきますと、8ページでございますが、被雇用者・勤め人の自殺者のうち、職種別の割合がこちらのページに記載されているところがございます。東京都の割合が下のほうに記載されているところがございますが、専門・技術職、事務職、それからサービス業、こちらの3つが割合として多いということが東京都の現状でございます。

続きまして9ページを御覧ください。原因・動機別の自殺者数の割合の28年から30年にかけての比較でございます。

30年につきましては、オレンジ色でございますが、健康問題を理由とするものが39.5%ということで、一番多かったところございまして、そのほか家庭問題、経済問題、勤務問題を原因とするものが多かったところがございます。

また、勤務問題の内訳を詳しく見てみますと、東京都におきましては、平成30年におきましては、仕事疲れが28.2%ということで一番多く、そのほか職場の人間関係、仕事の失敗、職場の環境変化というものが自殺の原因・動機になっているところがございます。

なお、これらの原因・動機につきましては、自殺者1人につき3つまで計上しているところがございますので、必ずしもこの合計の値が自殺者数と一致しないということについて御留意していただければと思います。

以上、簡単ではございますが、自殺者数等の現状についての説明でございます。

【大塚部会長】 御説明ありがとうございました。

それでは、全国が下がっている中で東京都がやや上がっているという御報告でしたけれども、皆様のほうから御質問や御意見はございますでしょうか。

清水委員、お願いいたします。

【清水委員】 質問というよりもコメントですけれども、2点ありまして、まず1点が、自殺者全体を占める年齢構成の比率でいうと、若年世代が増えているというお話がありましたけれども、ほかの世代が減っているがゆえに相対的に若年世代の比率が高くなっているのか、それとも若年世代の自殺率が上昇する中でこの比率も高くなっているのかということが、この情報だけだとわからないので、年代別の自殺率もあわせてご提示していただくのがいいのではないかなと思います。

その同じ理由でこのスライド4枚目ですが、高齢者が増えた、人数が増えたということもありました。これもすごく増えているのであれば、この高齢者の自殺が増えるということも当然合理的に考えられるわけなので、これも人数が増えて、かつ自殺率も高くなっているのか、それとも自殺率は変わらず、自殺者数が増えているのかということも情報として共有したほうがいいのではないかなと思うので、そうしたことから、年代別の自殺率も合わせて提示していただくのがいいのではないかなということが1点。

あともう1点、原因・動機別のデータですけれども、厚労省も今、情報発信についてはかなり慎重にしていまして、御承知のとおり8月の下旬に、あと1月の半ばでしたが、2回ほど自殺統計の数値の掲載等にかかる留意事項についてということで、事務連絡を発出しているのです。それはつまり自殺の原因・動機別の数値を掲載する際には、それらの単純比較を載せるだけでなく、そうした数値の前提として自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、さまざまな要因が連鎖する中で起きていることを可能な限り明記いただくよう御配慮お願いしますという指針、つまり健康問題が一番多いという話をされましたけれども、もちろん個別に見ると健康問題が多いわけですが、自殺というのは人の命、生き死にに関わるものなので、当然最後は健康問題にいくわけですね。その背景にどういった問題があるのかといったようなことの意識の向け方が必要だろうと思うので、御説明いただく際に、あくまでも多くは多様な複合的な原因・動機があるのだということの説明を一言加えていただくのがいいのではないかなと思います。

以上です。

【宮川課長】 原因・動機の説明につきましては、清水委員から御指摘あったように、

前提とした説明がちょっと抜けておりまして、大変失礼しました。

清水委員から御指摘あったとおり、自殺の原因に関しては、いろいろ多様かつ複合的な原因があるので、一概に比較するのは難しいという前提が抜けておったことは申しわけなかったところでございます。

最初のほうに御指摘ありました、年代別の自殺率につきまして、集計結果が、出たのもまだ最近というところでございますので、清水委員御指摘のとおり、自殺率を年代別に分析することが重要だと思っておりますので、改めて作成し、親会等におきましては、そういうデータを出せるように今後準備していきたいと思えます。

【大塚部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

確認ですが、先ほどのデータ紹介で87名とおっしゃいましたか。

【宮川課長】 87。

【大塚部会長】 昨年東京都増が87とおっしゃいましたか。

【宮川課長】 増加はそうです。87です。

【大塚部会長】 黄色のところが増えているところですよ。

【宮川課長】 はい。

【大塚部会長】 4ページの資料の一番の上のところ、もうちょっと数が多いように、ごめんなさい、足し算が間違っていたらすいません。また確認いただければと思います。

【宮川課長】 減っているところもあるので。

【大塚部会長】 そういう意味ですね。

【宮川課長】 はい。全体としては1,936から2,023で、黄色は増えていますが、減っているところ、例えば20代と……。

【大塚部会長】 すいません、失礼しました。増加にばかり目が行っちゃいました。

それでは、今、清水委員から御指摘があったように、どうしてもタブレットになると表が大きく出てくるとは思いますが、全体の説明をそのページに入るのか、どこか別のところに入るのかということで、工夫をいただければと思います。

ほかに御質問、御意見ございますか。よろしいでしょうか。また、議事を進めていく中で出てくることもあるかもしれませんので、先に進めさせていただきたいと思えます。

それでは、次に議事の2のところ、東京都の重点施策のSNSの自殺相談について、御説明をお願いいたします。

【宮川課長】 続きまして、資料については資料2、10ページ、「SNS自殺相談」の

効果検証を御覧いただければと思います。

SNS自殺相談につきましては、この東京会議の中でも何度か御説明させていただいたところですが、本日もこのファイルに入っております資料の中に、チラシ「LINE相談実施します」がございます。29年度がトライアル、30年度がモデルということを経まして、この4月から本格実施をしているところがございます。

1枚先にスライドをめくっていただきますと、11ページでございますが、この間の経緯、先ほどお話しさせていただいたとおりのことが記載されているところがございます。このSNS相談につきましては、資料の丸ポチ2つ目にあるとおり、年中無休、5時から9時半まで行っているところがございます。

また、今年度から、都民安全推進本部や教育庁が行っているアカウントと統合して運用を開始しているところございまして、11ページのスライドの右側にあるとおり、最初の入り口が共通となっております、そこから利用者の方が相談したいもの、項目を選んでいただくというような形で運用しているところがございます。

今回、本格実施してから半年程度となりましたので、SNSの自殺相談の効果検証について行いたいなということで、資料のほうを用意させていただいたところがございます。

10ページの上のほうに、現状と特色を記載しているところがございます。

右上の表は、平成31年4月から本年10月までの実績について表で記載しているところがございますが、件数といたしましては、月600件から700件程度、9月の強化月間につきましては時間を延長したこと、直前に学校等を通じた告知等を行っているということございまして、1,000件程度対応したというところがございます。

対応率につきましては、通常は6割程度でございますが、この9月は相談件数が増加したということでございまして、3割程度になっているところがございます。

2つ目、質的な観点からに関しましては、30年度の実績に基づいて検証しているところがございます。

相談者の年齢の割合ですけれども、10代が4割以上でありまして、30代以下が8割弱、男女比でいうと女性が圧倒的に多いということでございまして、このSNS相談を始める前にも、若い人が電話よりも今SNSを使っているという想定どおりの結果になっているところがございます。

後ほどの詳しい資料でも出てきますが、平日の相談が多く、金曜日から日曜日は相談件数が若干減る、また相談が多い時間帯は学校が終わる5時台となっているところござい

ます。

また、1件当たりの相談時間が平均49分でございますが、電話と比較しまして情報量が少なく、時間がかかる一方、離脱しやすく、希死念慮の程度がなかなか判断しにくいというのが現状としてございます。

こうしたことから、事務局といたしましては、現在課題を2つ考えているところでございます。

1つは量的な観点ということで、重点的に周知を行う強化月間におきましては、相談件数が増加しますので、対応率が下がるということにどう対応していくのかということと、もう1つは、質的な観点ということでございまして、文字だけのやりとりというものはなかなか難しいところでございまして、相談者の真意や緊急性などの把握が難しいというものを課題として考えているところでございます。

こうした課題に対応するため、今後の対応といたしましては、1点目としましては、量的な観点、9月、3月の強化月間中の対応率の向上に向けた検討をしていきたいと考えております。

また、質的な観点では、相談者の真意等を把握するのが難しいということでございますので、まずは相談者の真意を把握するため、アンケートシステムというものを導入いたしまして、相談前後の変化などを把握し、その後の相談につなげていきたいと考えております。

主なアンケート項目ですけれども、SNS相談を認知した経路、利用した理由、相談をした結果負担感は減ったのかどうか、その他相談を通じて得られた変化というものをアンケートを通じて把握し、さらに量・質の両方の側面から使いやすい相談窓口にしていきたいと考えているところでございます。

今、説明させていただいた内容をもう少し細かくまとめた資料が次以降の資料でございまして、最初は14ページをお開きいただければと思います。

30年度に実施した結果の詳細の結果が出ているところでございます。月別の相談件数が出ておりますが、9月と3月、強化月間ということで件数が多いところでございます。2回目以降と新規のリピーターの方との変化の件数についても、記載しているところでございます。

また、(2)性別・年代別の相談件数を御覧いただきますと、圧倒的に10代の女性が多いというのがこちらの結果から読み取れるところでございます。

次のページ15ページを御覧ください。曜日別の相談件数でございますが、すごく差があるというわけではないですが、月曜日から木曜日の件数が多く、金土日曜日になると件数が若干減るという結果になっているところでございます。

また、時間帯別で見ますと3時台、4時台は9月、3月のみの実施ということで、そもそも件数が少ないですけれども、一番多いのは5時台という結果になっているところでございます。

16ページでございます。相談した方の通院歴・入院歴の有無でございますが、通院歴も入院歴もともに不明な方が多いというところでございます。当然、診断内容等につきましても不明というものが多いうところでございます。

17ページを御覧ください。主訴別の相談件数でございますが、一番多いのが黄色の学校・進路でございます、509件というところでございます。2番目が濃いオレンジ色、精神症状が499件、それから、家族問題というものが494件、4番目に希死念慮ということで485件という結果になっているところでございます。

もう1枚めくっていただき、18ページでございます。希死念慮の程度の有無で、左上にございますのがSNS相談の結果でございますが、低いというものが56%、なしが23%という結果になっているところでございます。不明が13%と多いというところも特徴かと思えます。

右側には、30年度の自殺相談ダイヤルの結果もあわせて載せております。

(9) 自殺企図歴の有無でございますが、不明が92%となっているところでございます。また、平均相談時間は47分となっております。

19ページを御覧ください。一人当たりの相談回数でございますが、1回というものが1,233件ということで、多かったところでございます。

また、相談対応の結果でございますが、傾聴が49%、助言が21%ということで、傾聴、助言というものが多くを占めているところでございますが、そのほか情報提供を行ったというものが21%ございます。情報提供を行った機関としましては、真ん中からちょっと下にありますが、東京都自殺相談ダイヤルや、その他の電話相談といった電話相談を情報提供したものがそれぞれ94件、92件ということで、多かった結果でございます。また、東京都自殺相談ダイヤルに仲介したというものも18件あったというところでございます。

20ページを御覧ください。時間外のアクセス件数というところでございまして、時間

外のアクセス件数は、9時台が1,072件というところが一番多かったところでございます。また時間外にアクセスした人数も、9時台、10時台が多かったというところでございますが、アクセス人数につきましても1時間当たりで見ますと平均0.48件ということで、多いか少ないかは、何とも言えませんが、1人に満たなかった結果というところでございます。

また、この時間外に送られてきたメッセージを分析した結果が、21ページに記載されているところでございます。

性別、年代につきましては、10代の女性が多いというところは変わらないところでございますが、新規か2回目以降かといいますと、リピーターの方が81%を占めているということございまして、希死念慮も不明ということが90%いたというところでございます。

こうしたことから、時間外で送られてきたメッセージをまとめますと、ちょうど左下に記載しておりますが、2回目以降でかつ希死念慮不明という件数が全体の75%に上ったというところでございます。

以上が、30年度の自殺相談の分析結果の詳細でございまして、最後22ページの資料でございますが、こちらは、令和元年度のSNS自殺相談の速報値の結果が出ているところでございます。

10月までの結果が出ており、相談アクセス件数はトータルで1万件を超えておりました、対応した件数は5,106件、9月が一番、1,012件と多かったというところでございます。

また、本年度の利用者の傾向につきましても、これまでと同様でございまして、30代以下の若年層で、かつ女性の方が多数利用しているという結果になっているところでございます。

簡単ではございますが、資料の説明は以上でございます。

【大塚部会長】 ありがとうございます。では、引き続き、委託されている事業者のメンタルケア協議会の西村さんに来ていただいていますので、補足説明、どうぞお願いいたします。

【西村オブザーバー】 ありがとうございます。

1年ちょっと経過しまして、大分私たちも慣れてきたところかなと思っております。最初は手探りでやっていた状況でしたけれども、だんだんとSNSの特徴や若年層の方の特

徴というのが、若干ですけれどもわかってきたかと思います。

ただ、前提として、こういう心理的な相談窓口でやらなければならない対応は、対面であつても電話であつてもSNSであつても基本は一緒だと思います。大前提を踏まえて、その中でもどういう違いがあるかということをお話しさせていただきます。

まず、SNSの特徴というのは、なかなか相談が進まないというところです。情報量が少ないと言われていましたけれども、こちらが質問したことに答えてくれるわけではなく、お互いに一方的なコミュニケーションになってしまいがちというところがとても難しいところだと思っています。

それから、すごく死にたいとかこんなことやってしまいそうだということを大げさに表現される場合と、それを隠す場合と、表現が非常に極端でして、それに翻弄されるというか、相談員側の判断が難しい理由の1つになってきます。

SNSが炎上しやすいというところと共通するのかもしれませんが、ちょっとした刺激でどんどんエスカレートした発言をしていくということもあります。また、なかなか相談が深まらないために、ほんとうはとても悩んでいることがあるのに、なかなかお話ししてくださらないこともあります。

次に、若年者のことですけれども、先ほどのデータの中で自殺相談ダイヤルとSNSでは自殺リスクの高さの割合がほぼ同じぐらいにデータ的には見えていたかと思います。

ただ、一部のものを二十歳未満と二十歳以上とで分析している結果では、20代以上よりも二十歳未満の方のほうが、自殺の念慮が高くないと判断されるものが多いということはわかっています。

逆に、二十歳以上の方に関しては、SNSのほうが自殺に関する発言を強く訴える方が多いというような印象を持っていて、このSNSと電話の傾向の違いと子供と大人の傾向の違いというのが、逆転しているのではないかと。年齢構成の違うSNSと電話の相談で、まとめて統計を出してしまうと、SNSと電話ではそんなに違いがないと出てきているのかなと思います。

自殺リスクの構成に若年層というのはあまり表現しないけれど、それがほんとうに希死念慮が低いのか、それともそういうことを言わないだけなのか、それはわからないと思います。

若年層のコミュニケーションの特徴は、相談が下手、うまくはないということです。慣れていच्छらないので、自分の困っていることをうまく表現できなかつたり、あるい

はすごい怒りに任せて変なことを書いてきたりして、真意が伝わらないということもありますし、すごく怖がりというのがあります。ここに相談したことがどこかにばれるのではないかという怖さというのは、大人よりももっと子供のほうが強い。ここは学校につながっていないよねとか、親にばれないよねみたいな確認が多いということがあります。それなので、より安全で安心だということを確認していかないと、なかなか子供が本心を語ってくれないのかなと思うことがあります。

そんなところが簡単に言うと、全体的にわかりにくいところがあるので、もしかしたら我々もまだ把握できていないことがあるかもしれないです。

わかりにくい中で、どんなところで自殺リスクを判断しているかという、怒りですとか焦燥感、それが非常に強い場合と、逆にあまり訴えない、相談が途切れてしまうとか、あまり深まっていけない感じがする方と両極端です。そういう両方に気をつけて判断していると思います。

それから、時間外の相談傾向、17時-22時という短い時間しかやっていないので、それ以外の時間に相談している危ない人をキャッチできていないのではないかというような御心配もあって、そのデータを求められているのだと思います。2か月だけ時間外アクセスの内容をかなり細かく分析しました。

去年の3月の中では、まだ相談したことの無い方で時間外にアクセスしてきたという方は、時間外アクセス全部で172件の内18%ぐらいということで、実は時間外に相談してくる人というのは、既に相談している人が結構多いということが分かりました。相談が終わった後に1時間ぐらいたってから「ありがとうございます」と送ってきたりする方もいらっしゃいますし、「まだ始まらないのか」みたいなメッセージを送ってくる方もいます。

やはり新規の方には「今相談したかったのに何だ」、「使えないじゃない」みたいなメッセージが見えたりする場合もあるのですが、ごく少数です。

質問がありましたら、お答えさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【大塚部会長】 御詳細な報告、ありがとうございます。皆さん、SNSの御相談について、御意見、御質問ございましたらお願いします。

はい。お願いします。秋山委員。

【秋山委員】 1件当たりの相談時間の平均が49分とかなり長時間なのですが、この49分はどの部分をはかっての49分なのでしょうか。

【西村オブザーバー】 統計を出しているこちらからお答えさせていただきます。

最初に相談するところからはかっているのではなく、相談員のほうが応答をして、「お待ちしました」というふうに、相談員が応答したところからです。それから最後、「じゃあ終わりにしますね、お休みなさい」とか、そういうやりとりがあり、相談者も終わりにしますとなりますが、その後ちょっと待ってから終了ボタンを押すのですけれども、その終了までの時間です。

ちなみに始めたばかりの去年の、1年半前の3月のときはもっと長くて、平均時間が1時間を超えていましたが、だんだん相談員も慣れてくると、リピート利用をする相談者の方もいらっしゃる中でそんなに長く聞かなくても大丈夫と分かる方も増えているので、それで短くなってきている状況です。

【大塚部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

はい、伊藤委員、お願いいたします。

【伊藤委員】 OVAの伊藤でございます。

御報告を聞いて、改めて10代のハイリスク、なかなか電話だと出会えない層にきちんとリーチできているのかなという印象を受けました。それでちょっと3点ほど、すいません、コメントと要望もございます。

P16です。報告書の中での診断名です。こちらの表記ですけれども、一応行政文書になってございますので、ちょっと痴呆という表記は認知症等に変えていただくのがよろしいかと思います。

人格障害も、パーソナリティ障害と言われるのが一般的になっていますので、そのあたりも御検討をいただきたいと思います。

質問ですけれども、P16の通院歴です。通院歴が6割不明ということで、なしという人が1%という感じでした、やや通院している方が多いという印象を受けたのですけれども、この広報について、このチラシの御説明もありましたけれども、例えばこういったところに配っているのかとか、そういった御説明もいただければなと思います。

あともう1点、P19の対応のところですが、この通報というものの定義が少しわからなかったものですから、例えば東京都自殺相談ダイヤルに通報するというのはどうということのかなと、本人の同意を得ずに通報するのかとか、あとは児童相談所とか学校とか、10代の相談をかなり受けていらっしゃるの、この辺は子育て・子供とかに入ってきているのか、そのあたりも御説明いただければと思います。

以上です。

【宮川課長】 まず、1点目、痴呆などちょっと不適切な言葉があったことにつきまして、大変失礼いたしました。以後訂正いたします。

それから最初、このSNS相談の広報について御質問があったところでございますが、こちらのチラシを区市町村であったりとか学校等で配ったりということと、この後出てくる予定だったのですけれども、23ページ目の資料を御覧いただければと思うのですけれども、小・中・高校生向けポケット相談メモとあるかと思うのですけれども、小学生、中学生、高校生向けに相談窓口をまとめたポケットメモというものをつくっております、本日のクリアファイルの中にもこういったメモが入っております。この中にLINE相談について記載をしているところがございます、こちらのポケットメモは、平成30年度からつくって配布しているところがございますが、令和元年度につきましては、都内の公立学校、私立学校、国立学校に配布、小学校5年生、中学校1年生、高校1年生、これらの方には全員配布できるようにポケットメモを配布しているところがございます。

1点目が、このチラシを配布するという事、それから、ポケットメモを直接児童・生徒に配布できるようにしていくこと、そのほか、9月につきましてはインターネット運動型広告、これも別にLINE相談だけではなく、相談してくださいねという形につながるようなものでありますが、インターネットを活用した広告というものも行っているところがございます。

それから、19ページ目の通報について、話があったかと思えますけれども。

【西村オブザーバー】 はい。通報というのは、本人の了解をなしにつないでいる場合です。別の相談機関を御案内して「御相談の内容を相談機関に伝えておいてもいいですか」と言ったら、「いや、そこまでしなくてもいいです」と言われてしまったけれども、内容があまりにも心配なのでお伝えしたというのが通報です。受けたほうの、例えば自殺相談ダイヤルに通報したケースで、ダイヤルで受けても、大変だという状況をすぐに把握できなかった場合、この方大丈夫かなと心配になるので、本人の了解はないけれども、あらかじめ提供させていただいたというのが通報になります。

【大塚部会長】 伊藤委員、よろしいですか。

【伊藤委員】 ありがとうございます。精神科のクリニックとかには特段配っているとかではなくて。

【宮川課長】 それは配っていないです。

【伊藤委員】 配っていないわけですね。インターネット経由でそういう人が多く入ってきているのかなという感じですか。

【宮川課長】 学校かネットか。

【伊藤委員】 そうですね。学校でも、子供たちに配っているわけですから、そんなに精神科受診歴というのはないと思います。インターネットを通じてという方が多いのかもしれないですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

【大塚部会長】 ほかにいかがでしょう。はい、清水委員、お願いします。

【清水委員】 コメントと質問4点ほどお願いしたいのですが、まず1つは、このアカウントをほかの部署がやっていらっしゃる都庁ネットトラブルとか中高生限定教育相談とか総合してというのは非常にすばらしいと思います。あまりこういうものが乱立してどこに相談していいのかわからないと当事者にとって迷わせるよりも、まずここにという、そこにたどり着いてからそこから分岐させていくというような仕組みをつくっていらっしゃるのすばらしいと思いますし、また、対応率も通常6割ぐらい対応できているというのは、これは相談、こうしたSNSであったり、電話相談においては非常に高い対応率だと思うので、ぜひこの対応率を今後保っていただけるような形で進めていただければと思います。

質問4点ですが、まず1つ、これは児童・生徒等の内訳というのはあるものですか。今、年代の内訳というのを出示していただいていますけれども。

【宮川課長】 この10代とかそういったもののより詳細な……。

【清水委員】 より詳細というよりは、中学生、高校生、大学生とか、そういう分類です。

【西村オブザーバー】 すいません、最初の質問の仕方が、「何十代ですか」というふうにしただけでなくて、話の中でわかることもあるのですが、言わない場合もあるのでわかりません。

【清水委員】 なるほど、わかりました。

なぜお伺いしたかという、今度、自殺対策強化月間の対応を強化したいというお話もありましたけれども、御存じかと思いますが、今年の自殺対策白書において学生・生徒等の月別自殺者数のデータが出てはいますが、これを見ると、小・中・高校生までの自殺というのは、1月と8月に多いですね。3月というのは大学生、専門学校生においては3月が増えるわけですが、小・中・高校生は1月、8月が増えるとなれば、

そうした時期にあわせてこの相談対応を強化していくというのが本来あるべき形だろうと思うので、当事者が児童・生徒なのか大学生なのか特定できないにしても、感覚としてどういう人が多いのかということの実態を踏まえて、いつ強化するのかということを決めていく必要があるのではないかなということもあって質問しました。あくまでも、強化月間というのはこちらの都合にすぎないわけなので、利用者にとっていつその相談対応が強化されることが望ましいのかという視点で、その強化すべき時期を決めるべきだろうというのが1つです。

2つ目は、17ページのところで虐待・DV・家庭内暴力54とあるわけですが、ただ一方で、通報の件数があるいは仲介の件数が極めて少ないというのは、それほど深刻な虐待やDVでなかったということなのですか。

【西村オブザーバー】 はい、それについてお答えさせていただきます。しかるべき機関に既に相談済みのものも多いというのが理由です。

それから、去年1回心配なケースがあって通報しようかという検討をしたのですが、よくよく聞いてみると、本人はそこまでは望んでいないとか、もう少し細かい情報をとって、通報するまでのことはないという判断を何回かの相談のうちの中で行ったということがありました。多くは相談済みの方であるということ、たまにそういう心配なケースがあっても、かなり慎重に判断し結果、通報まではしなかったということです。

【清水委員】 わかりました。その関連ですけれども、基本的には、これは1回限りの相談ということで方針はされているのですか。

【西村オブザーバー】 基本的にはもちろんかけてくる、また相談してくれるかどうかはわかりませんが、その中では完結していかなければいけないですけれども、ただ、そういう危ない方に関しては、また明日御相談いただきたいということとか、場合によっては、自殺相談ダイヤルからかけてもらう場合もあるのです。ほんとうに危険だなという場合は、御本人の了解が得られればそういうふうに積極的にアプローチすることを、SNSではできませんので、電話相談を利用して行っているものもあります。積極的に継続していくというようなケース、それから、自殺相談ダイヤルのほうに移った後に継続もしくは地域への仲介ということが行われているものがあります。SNSの相談だけでは仲介やその後の継続相談ということが判断できないがために、自殺相談ダイヤルを有効利用しているということもあると思います。その続きがあります。

【清水委員】 SNSは相談の入り口で、その後電話とか実際の支援につなげていくと

いう必要性は当然あると思うのですが、この仲介には入っていないのですか。それはいわゆるつなぎ案件というどれぐらいなものなのか。

【西村オブザーバー】　そうですね。つなぎ案件の中で、自殺相談ダイヤルを御紹介し、さらに、自殺相談ダイヤルの中で仲介した案件ですとか、SNSの中では特に仲介は行わなかった中にもそのような案件もありますので、最終的に関係機関へ仲介などを行っているという案件はもっとたくさんあります。そこまではこのデータでは出てきていないということです。

【清水委員】　なぜお伺いしているかという、私たちも実は厚労省のSNSの自殺相談事業をやっている、大体2割ぐらい結果として継続案件になっているのです。それはもちろんSNSを介してやりとりを続ける場合もありますし、もちろん電話に切りかえたり、あるいは実際に役所だったり、あるいは弁護士とかさまざまな相談機関に同行したりというところも全部含めて大体2割ぐらいあるので、その比較という意味でどれぐらい実際にSNSでつながってきて、その後SNSなのか電話なのか、あるいは実際的な何かのフォローなのかにしても、どれぐらいの継続支援がなされているのかなというのを参考までに伺いたいと思って、そういう趣旨でお伺いしたのですけれども。

【西村オブザーバー】　まずこれは始まった半年分なので、今年に入ってからのもも含めてちょっとお伝えすると、半年で大体50件とかそのぐらいの自殺相談ダイヤルのほうにつなげていくケースはあるのです。しかし、本人が相談をしなかったりとかということがありまして終わってしまうものも3分の1ぐらいはあります。

その中から仲介している、さらにそこから仲介しているケースというのが、そんなにたくさんではないのですけれども、5から10件というぐらいは出てきています。それ以外にSNSで継続してるのは、数的には1割、2割あります。意外と子供の相談は、単発の相談が多いということもあるのです。多分、ページ数でいくと…。

【宮川課長】　19ページですね。

【西村オブザーバー】　そうですね。1回だけで終わる相談が、1,233件ということで、聞いてもらいたいだけや、子供の相談はお試的な、ここに相談できるところがあるのだということを確認するような感じの相談も多いので、本格的な相談の中だけで見ると、もうちょっとあるかもしれません。

【清水委員】　先ほど虐待のケースが五十何件ということでもちょっと触れさせていただきました。我々ができるだけ小学生とか中学生でもフォロー、継続案件としてつなげて

いくことの1つとしては、今、完全なブラックな虐待ではないのだけれども、グレーでこれからブラックになるかもしれない、ほんとうに虐待が行われるかもしれないという状態の子の場合、1回つながってきてくれたそのつながりを継続していく中で、本人の状態の変化の察知を速やかにこちらで察知することができて、それで速やかに解決に至れるような、そういう関係性を築くということも必要かなと思って、割と積極的にこれから事態が変わる可能性のある子供たちについては継続案件に回しているのですけれども、そういうことはどこがやるのですか。その仲介をする、あるいは通報する、継続案件に回すというのは何か基準というものはあるのですか。

【西村オブザーバー】 自殺未遂者支援事業は、実際、直接会うなどの支援もできる事業で、SNSからそこまでつながっているケースも実はあるのです。SNSから自殺相談ダイヤル、さらに未遂者支援というふうに、ほんとうに危ないケースと思った場合は、直接支援のところまでつながっていくケースもあります。

ただ、SNSの中では、本人が個人情報をお知らせしてくださらないことが多く、実際に自殺が起こるとかそういうような危機的な場合は別ですけれども、そうではない、まだ実際には行っていない段階ではなかなか本人を特定することもできません。もちろんまた相談してきてほしいと、向こうからのアプローチはウエルカムと伝えてはいますけれども、そこからつなげていくのには相当長い経過が必要なケースもあるなと思っています。

【清水委員】 そうすると、相談またしてきてねとは伝えます。ただ、回線が埋まっていると相談できないという状況が起き得るということですか。それとも何か別のアカウントでもって常にコンタクトできるような状況、継続案件の場合はしているのですか。

【西村オブザーバー】 ほんとうにそこまで心配な場合は、もちろん自殺相談ダイヤルから電話をかけるというアプローチをします。「電話かけてもいいですか」と。オーケーしてくれる子供はそんなに多くはないけれども、そういうアプローチはします。

また、今現在、回線数は、大体8割から9割ぐらいあいています。9月と3月の特別期間には集中しており、そのときはちょっとつながりにくいということがありますが、それ以外の時期は数回アクセスしていただければ大体つながるような状況であります。

【清水委員】 はい、わかりました。最後この接続率ですけれども、これはほかの教育庁だったり、都民安全推進本部がやっている、分岐するほかのところの接続率何%ぐらいとかというのはわかりますか、そこまではわかりませんか。もしわかれば教えていただければ。

【宮川課長】 すいません、相談件数等はわかるのですけれども、ちょっと対応率というものは手元の資料ではちょっとわからないところではございます。

【清水委員】 わかりました。そしたら、もしわかれば後で教えていただければ。

【宮川課長】 教育のほうは、1日大体11件程度、相談を受けているというふうには聞いているところではございます。

【大塚部会長】 ありがとうございます。

3年目に入って、それなりにほんとうに需要が高まってきているという感じなのだと思いますけれども、今のお二人のやりとりを伺っていても思うのは、SNS相談の場合のフォローというか、追跡というか、継続の難しさというところと、多分今、都のこちらの相談体制としては、まず入り口でというところで始めているというところもあろうかと思うのですが、先ほど、自殺相談ダイヤルにつなぐ場合は折り返しが可能だけれども、SNSのほうからの折り返しというのは、今できないシステムになっているということの中で、なかなか継続が難しいのだなということを感じました。

それと、先ほど伊藤委員からも質問があって、私もちょっと気になったところですが、医療機関通院者がそれなりに20数%いるということもあり、精神症状というところも主訴の中でつかめているということを見ると、逆に、精神科は5時でシャットアウトで、夜になったりするとなかなかかけたくても相談できないという体制が、医療にいた者としてはなかなかふがないところもあるのですが、逆に言えば、もう少し医療機関にこれを広報するともっと上がってくるのかもしれないなというふうにもちょっと思ったのです。先ほどの伊藤委員の、そのクリニック等に広報されていますかというのもそこだったのかなと思うのですが。

【伊藤委員】 よろしいですか。

【大塚部会長】 はい、どうぞ。

【伊藤委員】 一応、私としては医療機関にあまり配らないほうがいいのではないかなという意見でして、もともとSNS相談というのはどこにもつながっていないとか、そういった方々をいかに一応入り口としてリアルにつなげていくかという、対面でいろいろ御相談されている方がさらに重ねて相談になってくると、もうほんとうにパンクしてしまいますので、なるべく子供、学校とかを中心にやっていくのがよろしいのかなという意見でした。

【大塚部会長】 ありがとうございます。そうしますと、私の最初に感じたふがないさ

のほうをむしろ対応すべきだと思うのですが、これだけ来ているよということをむしろ発信していただいて、その医療機関のほうでも例えば時間外どういう対応ができるかとか、そんなことも考えていただくということが西村さんのクリニックのところとも一緒にやっているのです、よく御存じだと思うので、そういうことを私たちも考えていけるといいなと思って伺いました。

あともう1つ、お聞かせいただきたいのですが、離脱傾向というのは何か、先ほどお話に出ていた、もう1回かけてこういうところがあったということで安心して、つながらなくなったということなのか、何となく心配な方たちが離脱しているという感じのところ、何か傾向みたいなものももしおわかりだったら。

【西村オブザーバー】 離脱という言葉が市民権を得ているのかどうかはよくわからないのですけれども、途中で終わらましようと言って終わるのではなく、切れてしまってこちらからの返事にも応答しなくなって、何となく終わってしまったということを離脱と表現しています。その離脱ケースの中には、後でしばらくしてから再アクセスして来て、「御飯に呼ばれたから行ってしまいました」とか、ほんとうに単純なものもたくさんあります。子供の相談というのは、例えば学校の行き帰りの電車の中でやっていて、電車をおりてしまったから出られなくなったとか、そういう割と軽い理由での離脱というものもたくさんあるなと思うのです。しかし、やっている側のほうの反省としては、「ちょっと自分が思ったのと違う返事が返ってきてしまった」というときに、言い返してこずに、気に入らなければ「もういいや」みたいな感じの離脱もないわけではないと思っています。電話や対面であれば、何が気に入らなかったのかというのはその後聞けるのですけれども、残念ながらSNSの場合、シャットアウトという形で、自分たちの今後に生かすような言葉が聞けないことが多いです。そこはほんとうに気をつけていかなければいけないところだなと思います。

それから、重たい相談の場合で切れてしまった場合は、なかなか核心に触れるということが難しい方たちです。相談していこうと少し促すと、怖いからやめる、嫌だという感じで切れてしまうこともあるので、そこら辺がこのSNSでしかつなげられない、そういうタイプの方は全体の中ではほんとはごく一部ですけれども、でも、確実にそういう方がいらっしゃるというのが事実なので、それを丁寧にほんとは清水委員がおっしゃられたように、きちんと拾い上げてつなげていくということはほんとは必要なのだと思うのですが、向こうからのアクセスがないとそれができない、個人情報をお知らせしてくれない限りできないと

いう難しさというのはあるかなと思います。

【清水委員】 関連で。

【大塚部会長】 はい、お願いします。

【清水委員】 我々も同じような苦労というか、試行錯誤しながらやってきているのですけれども、1つ、相談者にとってハードルが低い形で、かつ継続支援に回していく方法としては、電話に切りかえるのではなくて、やはり電話というのはハードルが上がります。ですから、相談の受け皿のアカウントとは違う、我々は折り返し用のアカウントと言っているのですが、折り返し用のアカウントをつくって、そこで友達になり、友達登録をもう1回し直してもらって、そのアカウントで割と頻繁にやりとりをするというようなことによって、電話に拒否感を持っている相談者であっても、継続に回すべきというところはフォローしていくことはできるのかなと思います。

ただ一方で、その継続を増やしていくと、今度は新規の相談がとれなくなっていくという、相談対応率が下がるというデメリットもありますので、これはそういう意味でいろいろお互い試行錯誤しながらやっている中で、まだ現状こうやるべきという理想形を誰も構築できていないわけではないので、だからこそうまくいったこと、うまくいかなかったことそれぞれ共有しながら、よりうまくいかせるための方策をともに模索していければいいのかなと思って、それでいろいろ御質問させていただいたのですが、1つは折り返しのということと言うと、そういう工夫はあり得るのかなと思います。

【大塚部会長】 はい、ありがとうございました。なかなかSNSから一遍に対面の相談まではほんとうにハードルが高くて、行ったり来たりなのだということを感じますけれども、ほんとうにお疲れさまでございます。ありがとうございます。

ほかに、どうですか、ございませんか。大丈夫ですか。

それでは、じゃあ一旦この議事はここで終了させていただいて、次の議事に移りたいと思います。

東京都の重点施策の若年層に対する取組状況についてということで、御説明を事務局のほうからお願いいたします。

【宮川課長】 そういたしましたら、タブレットの資料は23ページ、右上に資料の3-1と書かれている資料を御覧ください。

若年層対策ということで行っているSNS相談以外の主な取組について、御紹介、御報告をさせていただきます。

1点目が、小・中・高校生向けポケット相談メモということでございまして、先ほどのSNS相談の中でも御紹介させていただきましたが、東京都におきましては、直接児童・生徒にこういった相談メモ一覧が配布できるよう、平成30年度から相談メモというものをつくっております。こちらの透明の今日ファイルの中にも入っているところでございますが、小学生向け、中学生向け、高校生向けという形で作りまして、この自殺相談の電話相談だけに限らず、東京都でいいますと福祉保健局の消費者会議体サークルや教育庁などで行っている相談ダイヤルを一通り掲載しているところでございます。

先ほど申し上げましたが、本年度につきましては、都内の公立、私立、国立の学校に配布しておりまして、小学5年生、中学1年生、高校1年生の方に夏休み前に全ての児童・生徒に配布できるように取り組んでいるところでございます。こちらの相談メモを配っている効果もございまして、8月、9月はこのLINE相談、利用する件数も多いという結果にもなっているところでございます。

続いて、資料3-2、今度は変わりました、職域向けの自殺防止対策事業について、説明をさせていただきます。

職域向けの自殺防止対策事業につきましては、昨年度の重点施策部会の中でも取組状況等について、説明させていただいたところでございますが、都内の企業数は全国の約12%を占めておりまして、他県と比べまして企業の数が圧倒的に多い、労働者数も多いというところでございますので、働く人の自殺を防ぐということを東京都における自殺対策の重点施策に位置づけて取組を行っているところでございます。ここでは、平成30年度に新たに実施した事業について報告させていただきます。

まず、1点目といたしまして、左下にありますが、パンフレット「働く人のこころといのちのサポート」というものを作成いたしました。本日の透明のファイルの中にパンフレット、現物を入れさせていただいているところでございます。こちらのパンフレットでございますが、昨年度末に作成が終わりまして、実際に配り始めたのは今年の4月以降でございますけれども、事業者団体、東京都商工会議所などを通じまして、2万3,000部、こちらのパンフレットを配布しているところでございます。

こちらのパンフレットを御覧いただきますと、鬱病の気づきであったりとか、具体的な対応方法、職場におけるメンタル対策といった具体的な対応方法について記載しているところでございます。

そのほか、職域向けの講演会というものも昨年度から行っているところでございます。

昨年度は、本年1月30日と2月19日に開催いたしまして、それぞれ34名、75名、参加人数はまだまだ少ないところではありますけれども、参加していただきまして、参加していただいた方の85%の方からは参考になったという御意見をいただいているところでございます。

本年度も同様の講演会を開催しているところでございまして、クリアファイルにチラシのほうを入れさせていただいたところでございますが、令和元年度の職域向けの講演会につきましては、11月29日、それから年明けの1月27日に開催する予定になっているところでございます。「若手社員の職場適応支援について考える」ということでございまして、事例紹介やディスカッション等を行う内容となっております、11月に開催したものでは56名の方に参加していただいたところでございます。

そのほか、職域向けの取組といたしましては、企業内啓発テキストデータというものを作成したところでございます。本日も「テキストデータの御利用について」ということで、資料のほうを用意させていただいているところでございますが、こちらの資料は東京都のホームページのほうに出ているところでございます。職場内研修や社内報でメンタルヘルスの基礎知識等を紹介できるようにPDFでテキストデータにまとめた資料というものを作成し、東京都のホームページのほうに掲載しております。都のホームページに掲載しているものを本日こちらのほうに打ち出したものが出ておりますので、後ほど御覧をいただければと思います。

以上が職域向けの自殺防止対策事業ということで、昨年度からチラシ等をつくって新しい取組を進めているところでございます。

それから、若者向けの取組ということでは、3点目、資料25ページでございますが、こころといのちの講演会(若年層向け)の実施内容について、御報告させていただきます。

東京都では、若年層対策の自殺対策の一環といたしまして、平成27年度から主に学生等をターゲットに置いた講演会というものを大学のゼミなどと連携させていただきながら、開催しているところでございます。

ちょうど本年度開催したものが5回目となるところでございまして、資料26ページになりますけれども、令和元年度につきましては、港区さんと共催いたしまして、かつ明治学院大学の経済学部のゼミの皆様と協力、連携いたしまして、こちらの講演会のほうを開催したところでございます。

ただ、こちらの講演会は、今年度で5回開催したところでございますが、若年層の参加

が少ないというものが課題になっているところでございます。

資料27ページには、これまでの参加者数についての比較が出ているところでございますが、一番多かったのが28年度の取組でございまして、参加者数も163人、うち一般の学生も24名参加したところでございますが、令和元年度に開催いたしましたものは、一般学生は4名ということで少なかったところでございます。

また、参加者の年代を御覧いただきますと、資料の28ページでございまして、30代以下の若年層が低いという傾向が続いておりまして、若年層向けの講演会という形で開催しているところでございますが、参加している方は若年層になっていないというところが課題として挙げられるところでございます。

また、令和元年度に開催した講演会は、ワールドカフェ方式というものを採用したところでございますが、なかなか参加した方の意見をうまく吸い上げることができなかったこと、それから、講演会の講演部分がなかなか自殺対策というものとうまく関連できなかったことから、内容面についても見直しが必要なのかなと考えているところでございます。

いずれにせよ、この若年層向けの講演会というものも、5回実施したところでございますので、改めてしっかり若い方に参加していただけるような講演会になるよう、実施方法については見直しをしていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

【大塚部会長】 はい、ありがとうございました。若年層向けの対策と職域のところの取組ということで、御紹介いただきました。

御意見、コメント、御質問はございませうか。まず1点私から。実はこの最後の講演会のところですが、第2回目のところの参加者が多数だったところに、私の大学の学生も参加させていただきました。

【宮川課長】 ありがとうございます。

【大塚部会長】 この年は、多分一般参加学生24というのが主催というか、取組の企画を担ってくださった大正大学の坂本先生のところのゼミ生だったと思うのですが、協力学生が48というのは、私の記憶に間違いがなければ、大正大学から豊島区内の7大学全部にお声かけくださったのですね。人脈も使いながらだったと思いますが、7大学の学生が全部数人ずつ参加をして、実際にグループワークも参加をしたということがございました。意味合いとして大きかったかなと思いましたが、私どものところは協力学生で入ったものですから、全部が中心に入れなかった寂しさを感じた学生がおりまして、ぜひ自

分のところの大学でも実施をという雰囲気があったものですから、その機会を捉えて豊島区さんとゲートキーパー養成研修をその後ずっと続けているのですね。

例えば、これは東京都内で1か所毎年やっていることなのでしょうけれども、それが起点となって圏域の中で広がっていくという取組ができれば、ここへの参加者は少なくとも、その後その周辺で若年の参加が広がるという取組に発展するようなことが毎年何となくできるといいなと思いながら、私自身の体験としてはそう思った次第なのですが、職域のことも含めて若年層のことも含めて、皆さん御意見、御質問、何かございましたらお願いします。はい、お願いします。

【清水委員】 東京都においては、若年の労働者の自殺が占める割合がほかの道府県と比べて高いということもあって、この労働者向けの自殺対策、職域を巻き込んだ自殺対策が非常に重要なわけですが、一方で、都内の区市町村の自殺対策の計画を見ると、かなり労働者向けの自殺対策に関する事業がほかの分野と比べて非常に少ないです。というのも、区市町村は基本的に労働者向けの相談事業とか、あるいは職場の自殺対策に関連する事業というのはほとんど持っていないのです。これを持っているのは都、あるいは国なのです。ですから、都としてこの区市町村を巻き込んだ職域における自殺対策の推進を強力に推進していただくということが必要であろうかと思えます。

そうした中で、私は、都内の幾つかの自治体の自殺対策の委員をしているのですが、そのうちの1つに大田区があって、大田区は御承知のとおり、中小零細企業が最近たくさんあるという中で、大田区においては、おおた健康経営事業所認定という、経産省が推進している健康経営と自殺対策を連動させる形で、職場環境の改善あるいは従業員のメンタルヘルスに積極的に取り組んでいる事業所を区として、おおた健康経営事業所として認定し、かつ認定されると例えば名刺とか広報でロゴマークを使用できる、あるいは区のホームページでもそういうものを紹介するとか、あるいは保健師等の専門職による健康講座を利用できるとか、つまりそういうメリットを与えるような形で、中小零細企業が理性に基づいてこの自殺対策に取り組むのではなくて、もちろん理性に基づいて取り組んでくれれば一番いいのですが、なかなかそういう企業さんばかりではないので、取り組んだほうが得になるというそういう経済合理性の観点からしても、経営者にとって職場環境の改善と職場における自殺対策を進めたほうが、この事業所にとって、我々にとって得になるなという枠組みをいかにつくっていくかという、これが非常に重要だと思うのですね。

そういう意味で、この大田区のやっている取組、これは非常に参考になると思いますので、ぜひ都としても情報収集していただいて、これはまだ始まったばかりなので、まだあまりデータ蓄積というのはこれからになっていくわけですが、それがうまくいけば、ぜひそういうものをモデルとしてほかの区市町村にも展開していくということで進めていただければと思います。

とりわけ、今、中小零細企業、御承知のとおり一番苦労しているのは人集めです。ということ、この健康経営に取り組んでいる、認定されると、例えばハローワークでもって求人を出すときに、この会社はちゃんとやっていますよとあって、まさに認証を持っている企業なのだよということを積極的にアピールすることができて、結果、例えば人集めが、人材確保が優位にできるようになっていくというインセンティブがあれば、これは積極的に中小企業がやると思うのです。

ですから、自殺対策と考えるときに、この危機的な状況に陥っている人たちを個別にどう支援するかだけでなく、そもそもそういう人が生まれにくいような仕組みをどうつくっていくか。その際には当然ながら、自殺対策というのは、健康分野だけの施策ではなくてさまざまな施策が総動員して、連動させてやっていく必要があると思うので、その意味で健康経営と自殺対策というのはかなり連動性を高めやすい取組でもあるし、実際にそれを大田区でやろうとしているので、ぜひ都としてこれは注視し、大田区がうまくいけば積極的に展開していただければと思います。

【大塚部会長】 はい、ありがとうございます。最近、例えば企業とか医療機関などで、女性が働きやすい職場とかあって、くるみをはじめいろいろなロゴマークができており、そういったような取組だということですが、例えば、そういうベストプラクティスみたいなものは、都のホームページなどで広報されていくといいかもしれないですよ。全体会議のときにもそういう話出ていましたよね。

【清水委員】 繰り返しお話ししているのですが、企業に理性を求める、もちろん理性を求めなければいけないのですが、理性を求めるだけでなく、企業がこれをやったほうが得だというふうに思ってもらえる仕組みをどうつくるかという、常に私はその観点でやっていく必要があるとあって、その意味でいうと、今、一番中小零細企業で困っているのは何か、そこの困っていることを解決する一助になるような仕組みをいかにつくるかだと思うのです。その意味で繰り返しになりますけれども、健康経営の認証制度というのは非常に効果があると思いますので、実際デンマークとかで御承知のとおりだと思

いますけれども、スマイリーマークみたいな形でやって効果が出ているという例もありますので、それをまさに都内の大田区でようやくというか、積極的にこれからやろうとしてくださっているわけなので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

【大塚部会長】 各方面がウィンウィンになるようにということだと思いますけれども、ほかにはいかがですか。はい、お願いします、秋山委員。

【秋山委員】 東久留米市では、今清水さんがおっしゃった自殺対策計画、今年度つくってございまして、計画期間が来年度からとなります。計画推進協議会の中に、商工会の事務局の方に入っていただきまして、東久留米市の場合はそんな大きな企業があるわけではなく、中小企業とかが多い中では、そういうところでもし自殺が起こってしまうと、それはもう組織として致命的なことであるから、非常にこういうことには関心があると御発言がありました。

だから、来年度からは、今まで職員向けのゲートキーパー研修をやってきましたけれども、これからは市民向けにゲートキーパーの養成の講習を行い、そこには地域の企業を経営している方にも参加していただけるようにしていきたいと考えております。

そのゲートキーパー研修や養成については、東京都では基本施策のほうに入っているのですが、今日あまり発言してはいけないのかもしれませんが、1つそれに関して要望がございまして、ゲートキーパーを市民に向けて発信していくためには、今のところ専門職の方をお呼びして学んでいくという姿勢でやっていますけれども、認知症のサポーターの養成講座などは、その段階から徐々に進んで、もう市職員が語り部となって普及活動に実際に入っていけるようになっていきます。そのためのツール（教材）をいろいろ都から発信したりしていただいて、そうなっていると伺っております。

そういう意味では、だんだんとゲートキーパーを市民に広げていく、もっと普及していくに当たっては、そういう我々職員が普及できるようなツール（教材）を広域的に東京都さんには開発してもらいたいということがあったり、また、ゲートキーパー講習を終えた方について、何か心得のようなもの、こういうことがゲートキーパーには必要だよみたいな、そういうものを広域的につくっていただくとほんとうに助かるなと思っています。

そんなことを、来年からの自殺対策計画の取組の中で活用できるツールを広域的につくっていただきたいなということを、重点施策から離れますけれども、申し上げたいと思います。

【大塚部会長】 ありがとうございます。こちらで御発言いただいたことがまた全体会

議のほうにも反映されると思いますので、遠慮なくどうぞ御意見くださいませ。

ほかにかがででしょうか。私も、今ある区で委員をやっているのですが、なかなか区の計画づくりも温度が高まらないところも若干あるように感じています。例えば計画策定の委員会の中で、私個人の感想として、いろいろな領域の方々に御参加いただいて計画策定の検討を進めていくわけですが、今のように職域、労働場面のところの委員さんもいれば、教育の方もいれば、医療、介護というあたりもいらっしゃいますよね。教育の現場の方々の問題認識もきっとたくさんおありだなと感じるのですが、なかなか実働の部分になると皆さん何か非常に難しいのだなということを感じるのです。

先ほどSNSの話も含めて子供たちの自殺の問題、虐待の問題、いじめの問題、自殺の問題、たくさんあるかと思いますが、教育現場の教員の方々が非常に疲弊をされていて、なかなかほんとうに子供たちのSOSをキャッチすべく多分動かなければいけない先生方が、みずからもうそれこそ自殺者数でもたくさん挙がってしまうとか、精神疾患の休職者数でもたくさん挙がってしまうという状況があります。先生方に頑張ってもらいながら、先生方も支えることを考えることによって、子供たちの自殺も救えるという循環みたいなこともあろうかと思えます。今、秋山委員がおっしゃったように、例えば役所もある部局は熱心なのだけれども、ある部局は熱心ではないみたいなこともあったりするので、中心になっていただく層の人たち、例えば行政マンや教員の方々が取り組みやすくなるような、ツールだけではなくて仕掛けとか仕組みとか体制ということを考えないといけないのだなということを感じています。ほかの委員の方々の御意見もいただけたらと思いますが、今日オブザーバーで参加予定だった教育畑の方いらっしやっただけなかったですけども、そういうことも含めてすいません。

【宮川課長】 今日、来る予定だったのですけれども、急遽来られなくなりました。

【大塚部会長】 偶然御欠席だと思いますが、すいません。

何か御意見や御質問がありましたら、お聞かせください。また、御発言されていない方もし何かありましたら、ぜひどうぞお願いいたします。

【清水委員】 SOSの出し方に関する教育の資料が今回含まれていないと思うのですが、それは何か理由があつてのことでしょうか。

【宮川課長】 今回に関しては重点施策、若年層対策ということで、SNSの検証というものを中心に置いたところをごさいますて、そういう意味ですと今後SOSの出し方教育に関しては、教育庁でやっていますので、また機会を見て議論できるようにしていきたい

いなどは思っております。

【清水委員】 学校、今主戦場として、SOSの出し方に関する教育を進めていこうという話でやっていて、東京都の教育委員会が音頭を取ってももちろんそれをやっているわけですが、それも学校の先生の負担にならないようにすべきという工夫の中で、厚労省と文科省が連盟で出している通知の中にも、保健師等を活用するということを推奨しているわけですね。同時に先生に負担をかけないということに加え、子供にとって家庭と学校以外の、つまり地域における相談の受け皿を極めて具体的な固有名詞でもって子供たちに伝えていくという、つまり授業をする人がいざとなったら私のところに来てねと言えるような、授業をする人がそういう立場の人が授業をするということを推進しているわけなので、ぜひ先ほどの問題提起の中で絡めていけば、そうした学校における自殺対策を学校だけでやるのではなくて、いかに地域の人にどんどん入ってもらうかという視点で進めていっていただく必要があると思うので、教育委員会との壁というか、連携をうまく進めていっていただければと私も思います。

【宮川課長】 はい。

【大塚部会長】 ほかにいかがですか。はい、お願いいたします。亀井さん。

【亀井委員】 法テラスの亀井と申します。

今日は、いろいろなお話を聞かせていただいて、ほんとうにいい勉強になりました。私ども大変おこなっているなという感じがして、こんな企画があるのだ、しかも統計もきちんととっていて、これはほんとうにびっくりしました。

私ども法テラスは法律問題なので、直接にこういう問題が来るわけではないのですが、一応地方事務所も電話相談をやっておりまして、1日100件の電話の相談があります。もちろん法律問題が多いのですが、やはりいろいろな社会問題を抱えている方々からのいろいろな相談があります。

ですから、電話の相談員に私どもは最近ですが、社会保険労務士、精神保健福祉士も入れて、それから犯罪被害者のプロパーの方も入れたりして、いろいろな対応に今心がけているところです。

私どもは若年層というよりは、今一番法テラスが力を入れているのが、高齢者の施策なのです。これがかなりおこなっていると、皆さんの今日の話聞いて、いや、うちのほうは全然だめだなという感じがしました。

例えば、私どもが今連携をとって一生懸命やっているのは、地域包括支援センターなの

です。支援センターがいろいろな困難案件の方々を抱えているわけです。その問題がいろいろな孤独死をどうやって避けるかから始まって、自殺相談もあります。それから、ひとり暮らしで生活が立ち行かないとか、動けないとかというさまざまな相談が地域包括支援センターで抱えているのです。その方たちが、相談する場が今ないのです。法テラスが今弁護士を地域包括支援センターに派遣して、それで職員の方々が困難案件を抱えていることについて、今相談に乗っております。事件になるものは一つ一つ解決していく、ごみ屋敷もかなりあります。一緒にごみの整理から始めるような仕事をしているところです。

ところが、これが予算が全くついていないので、行っている弁護士は全部ボランティアで今やっているのです。これが何とかどこかで予算が、厚労省の予算でも自治体の予算でも、どこかで予算がとれないのかなと今思っているところで、いつまでこのボランティアの体制が続くのかなということは今ほんとうに私ども悩んでいるところです。

大変国の予算も厳しく、どんどん狭められているところですので、今日のお話聞いて、こんな立派なことができるのかと思ってびっくりして、私どももどこかに運動しないといけないなというのを思った次第です。

どうもありがとうございました。

【大塚部会長】 はい、ありがとうございました。

清水委員からもありましたように、法律問題は複合的で、単一原因ということはないかと思えますけれども、例えば経済問題とか、労働の問題とか、健康の問題とかもいろいろなものが混ざり合っている形の中には法律相談が必要な方もたくさんいらっしゃるかと思えますし、私、大学にいてちょっと思えますのは、高校生も大学生も義務教育ではないので、非常に厳しくなると最後中退して行かれるのです。そうするとフォローができないわけです。フォローが必要な人ほど中退していくのです。その後、ほんとうに元気で生きているだろうか心配をするわけですが、中には奨学金の問題を抱えている子もいたり、家計の苦しさの中で授業料が払えなくなってという形でやめていく子もいたり、そういう形でアルバイトを続けて行って来なくなってということもあつたりすると、ほんとうにいろいろな問題がまざっています。学校で全て解決できるわけではないのですけれども、そういうあれもこれもと抱えた方が、どこに行くかはそのとき多分出会いの中で医療から行くのか法テラスから行くのかいろいろだと思います。何かそこでこぼれずにつき合っていけるというか、支えていけるといいなと思うのですけれども、実際には見えない方々がいっぱいこぼれ落ちているのではないかなということ、ここで一生懸命話していても

時々そういうことを思ったりもします。

穂岐山委員とか小松委員や後藤委員、何かないですか。大丈夫ですか。

【穂岐山委員】 よろしいですか。

【大塚部会長】 どうぞお願いします。

【穂岐山委員】 先ほど、清水委員のほうからもお話があったのですが、経営者の側としても、要は職場環境の整備、自殺対策に特化したような取組というのは特にやっていないわけですが、従業員の安全配慮義務という観点から職場環境の整備、あるいは中にはメンタルヘルス対策というのを個々の企業でやっている。

我々は経営者団体ということで、特に事業協同組合と企業組合を会員としてしていますので、そういった組合等を通じて、事業主にとっても労働環境の整備をやるということは、生産性のアップという大きなメリットもありますし、個々の従業員にとってもモラルアップ、非常に大きなメリットがあるという認識のもとに、東京都の特に産業労働局の雇用就業部等々と連携して、都の支援施策の活用促進というところに取り組んでいるところであります。

先ほど、大田区の話が出たわけですが、経営者側にメリットを付与すると効果的だという御発言があったのですが、そのとおりでと思うのですが、ただ、認証制度云々というのは、国でも都でもいろいろなところであって、今さら認証制度をやっても金一封でも出れば別なのですが、ちょっと違う工夫を考えられたほうがよろしいのではないかと。

むしろ自発的にメンタルヘルスならメンタルヘルスに取り組むような企業に対して、それに必要な諸経費の何割かを支援するとか、そういった措置のほうがもう少し有効で、なおかつ補助金というのは公的資金ですので、税金使っているのです、そういいかげんな書類ではだめなのですが、さはさりながら、中小企業にとっては各種補助金というものも非常に手続きが煩雑過ぎるということで、こういった点を解消するような工夫とか、そういったことも含めて検討していただければ、企業としても大変ありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

【清水委員】 私としては、認証というよりは認証の先にあるインセンティブ、これがひもづいていないと、認証制度を幾らつくってもそんな認証受けるために一生懸命やろうというふうにならないと思うので、認証の先にあるインセンティブをしっかりと充実させていき、しかもそのインセンティブはまさに企業にとって、事業者にとって是が非でも欲しいようなインセンティブをできるだけ付与していくような新たな仕組みにする必要がある

のだという趣旨であります。

【大塚部会長】 どちらも欲しいところですね。助成金も欲しいでしょうけれども、でも企業に、働く側にしてみれば、外に見えやすいものというのは確かにあるといいなと思います。

ほか、いかがですか、小松委員とか後藤委員とかいいですか、特にいいですか、小松委員、お願いします。

【小松委員】 今回は若者層に対する取組やSNSの自殺相談が重点施策で、最後まで若者の相談がその先こぼれ落ちないようにということを伺って、先ほどの継続相談や対応をどうするかというお話もありましたので、SNS自殺相談の効果検証の今後の対応のところは、これから考えられる部分かもしれませんが、質的観点の中で、事業効果の評価となるのが10ページですと、④あたりになるかと思います。SNS相談をしてみて、例えば実際の相談機関を御利用したいと思われませんかのような質問も項目にありますと、その後どういうふうに展開をしていくかの何か道筋になるのではと思いました。

【大塚部会長】 ありがとうございます。相談機関があつたら相談しますかという問いかけとともに、相談機関が子供たちにはもしかして怖いところだと思っているかもしれないで、何かそういうイメージが湧くようなものもあるといいかもしれないですね。

それでは、おおむね御意見いろいろ出たかと思しますので、この議事、これで終了とさせていただきますと思います。

今年度、重点部会はこれ1回ということですね。全体を通して何か御発言ありましたら、言い残したこと、もしくは全体会議につなげてほしいこととかありましたらお伺いしますが、よろしいでしょうか。

では、最後に事務局から今後のスケジュールについて御説明をお願いします。

【宮川課長】 本日は、多くの貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。SNS相談の話であつたりとか、職域の話であつたりとか、具体的な御意見いただきましたので、関係部署と連携しながら取り組み、しっかりやっていきたいと考えております。

事務連絡でございますが、机上配付の資料につきましては、そのまま残していただきますようお願いいたします。参考資料としてお配りしているリーフレット類につきましては、お持ち帰りいただいて結構でございます。

また、車でお越しの方は事務局で駐車券を用意しておりますのでお申しつけください。事務局からの連絡は以上でございます。

【大塚部会長】 はい、全体会議とかのスケジュールとか何か。

【宮川課長】 全体会議につきましては、3月を予定しているところでございます。

【大塚部会長】 はい、ありがとうございました。

それでは、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。時間より若干早目に終われそうでございます。皆様の御協力ありがとうございました。

令和元年度自殺総合対策東京会議の重点施策部会、これでお開きにさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —